

産業廃棄物処分業許可証

住所 広島県三原市西野五丁目22番3号
 氏名 有限会社 すずか
 代表取締役 鈴鹿 道彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事

湯崎 英彦



許可の年月日 平成27年9月4日
 許可の有効年月日 平成32年9月3日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理（選別、破碎、圧縮）

産業廃棄物の種類

- 【選別】 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうち廃容器包装を含み、廃プリント配線板、廃ブラウン管、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
- 【破碎】 廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうち廃容器包装を含み、廃プリント配線板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
- 【圧縮】 金属くず（廃容器包装を含み、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 選別施設

広島県三原市西野五丁目22番3号 昭和61年7月設置

処理能力 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 44t/日

(2) 破碎施設

ア 広島県三原市西野五丁目22番3号 昭和61年7月設置

処理能力 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 76t/日

イ 広島県三原市西野五丁目22番3号 平成17年3月7日設置

処理能力 廃プラスチック類 3.888t/日

ウ 広島県三原市西野五丁目22番3号 平成17年3月7日設置

処理能力 廃プラスチック類 1.536t/日

エ 広島県三原市西野五丁目22番3号 平成17年3月7日設置

処理能力 廃プラスチック類 1.536t/日

(3) 圧縮施設

広島県三原市西野五丁目22番3号 平成8年2月設置

処理能力 金属くず 1.3t/日

(4) 保管施設

ア 広島県三原市西野五丁目22番3号 54.6㎡、廃プラスチック類 97.5㎡、2.3m

イ 広島県三原市西野五丁目22番3号 50.4㎡、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 72.3㎡、1.75m

ウ 広島県三原市西野五丁目22番3号 53.7㎡、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 74.2㎡、1.7m

エ 広島県三原市西野五丁目22番3号 38.5㎡、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 51.4㎡、1.75m

オ	広島県三原市西野五丁目22番3号	19.0㎡, 金属くず	29.7㎡, 2.2m
カ	広島県三原市西野五丁目22番3号	9.6㎡, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず	28.5㎡, 1.7m
キ	広島県三原市西野五丁目22番3号	26.0㎡, 廃プラスチック類	23.2㎡, 1.15m
ク	広島県三原市西野五丁目22番3号	52.4㎡, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず	61.5㎡, 1.65m
ケ	広島県三原市西野五丁目22番3号	55.5㎡, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず	76.7㎡, 1.7m
コ	広島県三原市西野五丁目22番3号	30.0㎡, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず	25.8㎡, 1.7m
サ	広島県三原市西野五丁目22番3号	24.0㎡, 廃プラスチック類, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず	

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成27年9月17日 更新許可
 平成27年10月8日 事業の用に供する施設の変更

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無